

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 早津 功
所在地：東京都港区虎ノ門三丁目8番19号
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業
種類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地
東京都港区虎ノ門一丁目・二丁目内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

- 1 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については、環境基準値を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。
- 2 熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値を満足するとしているが、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、熱源施設は、供用後継続的に稼働することから、より一層の環境保全のための措置を検討すること。

【風環境】

将来の公園管理者である港区との協議の結果、A-4 街区（公園）に防風植栽を配置しないこととなった場合には、改めて A-4 街区周辺における風環境について検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。